

いじめ防止基本方針

2025年度版

石川県立小松高等学校

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| I いじめの問題に対する基本姿勢 ······ | 1 |
| 1 いじめを見逃さないために | |
| 2 外部機関との連携 | |
| 3 教職員の平時の基本姿勢 | |
| II いじめ防止と対策のための組織及び方策 ······ | 2 |
| 1 いじめ防止と対策のための組織 | |
| 2 「学校いじめ防止基本方針」にもとづく施策 | |
| III いじめの共通理解 ······ | 3 |
| 1 いじめの定義 | |
| 2 いじめの理解についての留意点 | |
| IV いじめの未然防止 ······ | 4 |
| 1 いじめ未然防止の考え方 | |
| 2 いじめ未然防止の有効性 | |
| V いじめの早期発見 ······ | 5 |
| 1 いじめの認知 | |
| 2 いじめ早期発見の方策 | |
| 3 いじめ早期発見のための教育相談体制 | |
| VI いじめに対する措置 ······ | 6 |
| 1 「いじめ問題対策チーム小松」による組織的対応 | |
| 2 石川県教育委員会との連携 | |
| 3 外部人材の活用について | |
| 4 生徒や保護者への対応 | |
| VII インターネットを通じて行われるいじめへの対応 ······ | 8 |
| 1 「ネットいじめ」の未然防止～情報モラルの向上 | |
| 2 「ネットいじめ」の特徴と対応 | |
| VIII 家庭・地域の役割 ······ | 9 |
| IX 重大事態への対処 ······ | 9 |
| X その他いじめの防止等のための対策等 ······ | 10 |
| 1 いじめ未然防止の方策の年間計画 | |
| 2 いじめ問題に対する教職員研修 | |
| 3 P D C Aサイクルに基づくいじめ対策の見直し | |

I いじめの問題に対する基本姿勢

「いじめ防止基本方針」はいじめ発生後に用いる「対応マニュアル」ではなく、次に示す3段階における具体的な対応を示すものである。

- 第1段階「いじめ未然防止」・・・ 未然防止のための取組（平時）
- 第2段階「いじめの早期発見」・・・ いじめの兆候を見逃さない取組（平時）
- 第3段階「いじめに対する措置」・・・ 発見したいじめへの迅速な対処（非常時）

その基本的な考え方として、「すべての生徒がいじめの被害または加害に巻き込まれる可能性がある」という共通認識を土台とし、「いじめの未然防止」の段階における取組を最も重視する。

1 いじめを見逃さないために

常設の「いじめ問題対策チーム小松」は、平時のいじめの未然防止活動の取組として全職員による生徒観察活動をけん引する。

2 外部機関との連携

いじめを学校内でのきごととして閉鎖的に捉えるのではなく、社会的な課題としてとらえ、積極的に外部関係機関、PTA、地域に情報を発信し、協力と支援をえることができるよう連携を強め、いじめの未然防止と抑止の効果を高める。

また、不幸にもいじめが認知された場合にも、学校内外の機関が機動的に連携することにより重大化の阻止を図る。

3 教職員の平時の基本姿勢

いじめ対応は、学校の安全を確保し、生徒が安心して学ぶ環境づくりの基本的な課題、つまりすべての教職員の基礎業務であることを認識する。すべての教職員は平時において、さまざまな教育活動をとおして観察と情報収集に努め、生徒のわずかな異常サインも見逃さないように努める。

II いじめ防止と対策のための組織及び方策

1 いじめを見逃さないために

いじめ未然防止の体制作りといじめ発生時の対応を機動的に行うために、「いじめ問題対策チーム小松」を常設する。

「いじめ問題対策チーム小松」の構成は次のとおりとする。

| 職名又は校務分掌等 |
|------------|
| 校 長 |
| 副 校 長 |
| 教 頭 |
| 生徒指導主事 |
| 教育相談室長 |
| 養 護 教 諭 |
| 1年学年主任 |
| 2年学年主任 |
| 3年学年主任 |
| スクールカウンセラー |

2 「学校いじめ防止基本方針」にもとづく方策

(1) 教職員による見守り推進

授業中はもとより、休憩時間や放課後の生徒観察の取組と登下校時の指導

(2) 生徒会による取組

生徒会役員や公安委員会、クラス、部活動による登校時の挨拶運動の取組

(3) クラス経営における生徒相互理解の促進活動

良好な友人関係の構築のための取組（エンカウンター）

さまざまな行事をとおしたアイデンティティーの確立と協調性育成の取組

III いじめの共通理解

1 いじめの定義・・・いじめ防止対策推進法より

「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【留意点】

- ・ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの理解についての留意点

（1）行為そのものを客観的に判断して、いじめの認知を行う。

表面的な生徒の様子だけで判断せずに生徒に適切に寄り添う姿勢をとる。

（2）「いじめ」が発生した集団には一般に4層構造の関係性が成立している。

「被害者」：いじめられる者（当事者）

「加害者」：いじめる者（当事者）

「観衆」：影響を与える者

「傍観者」：影響を与えない暗黙の了解者

クラスをはじめ、生徒集団を経営する際は「傍観者」の中にいじめの抑止力が芽生える集団作りに努めなければならない。



（3）いじめは、重大な人権侵害行為

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うこともあり得る。

IV いじめの未然防止

1 いじめ未然防止の考え方

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことにより、何か特別な訓練やプログラムを実施する必要があるわけではない。

日々の学校生活の改善から、すべての生徒の個性が生きる学校づくりを進めていくことにより、生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれ、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがつくりだしていくことにつながる。

(1) 授業

すべての生徒が授業に参加し、理解を深め、不満やストレスをためない授業を展開するため、常に授業改善を図る。

授業改善は、教科の観点からだけではなく、生徒指導の観点からも教員が授業を参観しあう機会を設け、相互に指導や助言をしあうことが有効となる。

(2) 学校行事

生徒が学校生活や学校行事をとおして協調性や責任感を育む活動を計画的に行う。

2 いじめ未然防止の有効性

「暴力を伴わぬいじめ」に関しては、ほとんどすべての生徒が被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、生徒が入れ替わりながら次々に経験することがわかっている。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わぬいじめの場合、発見してから対応することを第一の取組とする姿勢では、手遅れになる。

つまり、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効な対策である。

V いじめの早期発見

生徒の変化に気づかずにはいじめを見逃したり、せっかく気づきながら放置したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

このほか、[いじめの早期発見]では、隠れたいじめを見つけるため、定期的なアンケート調査や個人面談などの相談活動のほか、メモや日誌など従来は教員個人レベルにとどまっていた情報を学年、生徒指導、教育相談、管理職と共有することが重要である。

「発見したいじめへの対処」では、「速やかに止めることが最優先」としなければならない。

1 いじめの認知

- ① 生徒のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき迅速かつ適切に対応すること

2 いじめ早期発見の方策

- ① 生徒面談（年4回以上）
- ② アンケート調査（年3回）
- ③ 教育相談室、保健室、生徒指導課の情報交換（隨時）

3 いじめ早期発見のための教育相談体制

保健室や教育相談室を利用する生徒の表情や態度、服装、会話の内容などに注意し、異常を察知した場合は、機を逸することなく生徒に寄り添った態度で悩みを聞く。

VI いじめに対する措置

1 「いじめ問題対策チーム小松」による組織的対応

- ① いじめの疑義に係る情報を入手した場合、即座に管理職に伝え、「いじめ問題対策チーム小松」として、個別案件対応チームがその内容と質について即座に検討する。
- ② 校長は「いじめ問題対策チーム小松」が非常時対応することを石川県教育委員会へ報告するとともに、校内外の各機関が適切に機能するよう指揮する。
- ③ 副校長を中心とする個別案件対応チームは、初動対応として情報収集と裏付けを迅速に行う。
個別案件対応チームは副校長、教頭、生徒指導担当、当該学年主任、担任、部活動・同好会の顧問で構成する。

2 石川県教育委員会との連携

いじめの疑義を認知した場合、校長（管理職）は遅滞なく石川県教育委員会へ報告する。また、校内外における対応のなかで、節目となるタイミングで随時、報告し、外部機関との連携等についてのアドバイスも受ける。

3 外部人材の活用について

(1) 平時

- ① いじめ未然防止策について、必要に応じていじめ対応アドバイザーから指導・助言を受ける。
- ② 必要に応じていじめ問題への対応力向上の教職員研修の講師を依頼する。

(2) いじめ問題発生時

- ① 対応策について、いじめ対応アドバイザーの指導・助言を受ける。
- ② 必要に応じて警察や児童相談所の連携と協力を要請する。
- ③ 必要に応じて心理的、医療的な専門家から指導・助言を受ける。

4 生徒や保護者への対応

(1) いじめられる側

- ① 些細な相談にも真剣に応じる。
- ② 来校してもらったり、家庭訪問したりして話し合いの機会を早急にかつ十分に確保する。
- ③ 生徒を全力で守ることを伝える。
- ④ 一連の情報収集作業で把握したことを誠意をもってすべて伝える。
- ⑤ 一定の解決状態に達するまで、継続的に連絡をとる。
- ⑥ 緊急時には、学校または授業の欠席を容認することを伝える。
- ⑦ 家庭における生徒の様子を学校に伝えてもらうようお願いする。

(2) いじめる側

- ① いじめは絶対に正当化できないことを毅然とした態度で示し、説明する。
- ② いじめられた生徒の保護者との相互理解を促す。
- ③ 生徒の考え方を変更しなければならない場合もありうるので、保護者に十分な理解をお願いし、学校と家庭が連携して具体的に助言する。

VII インターネットを通じて行われるいじめへの対応

1 「ネットいじめ」の未然防止～情報モラルの向上

スマートフォンや携帯電話でインターネットを利用する場合、どのようなリスクがあり、どのようなことに注意しなければならないかについて正しく理解させる。

- ① 教科「情報」における学習
- ② スマートフォンや携帯電話の使用に関する説明会（保護者、生徒、教職員）
- ③ 基本的人権についての学習・・・「現代社会」
- ④ 学校行事やホームルーム活動をとおした人間関係づくり

2 「ネットいじめ」の特徴と対応

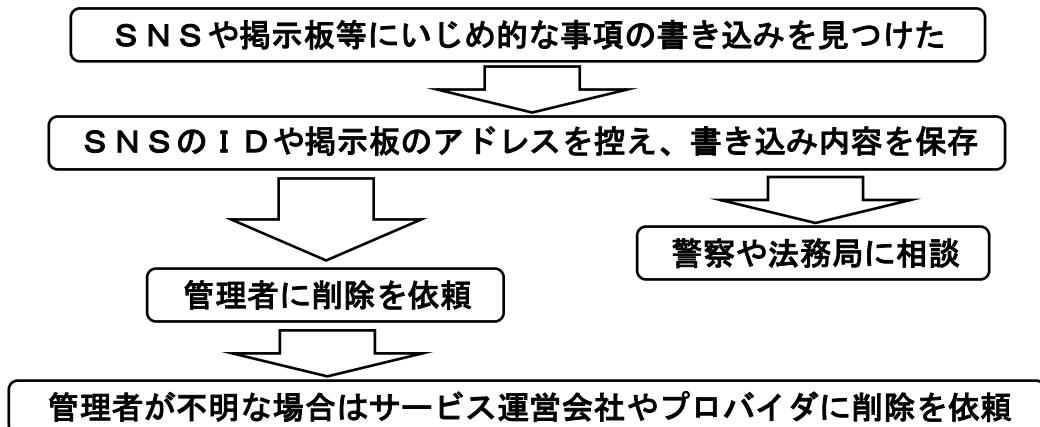
(1) 「ネットいじめ」の特徴

- ① 短期・集中的に、場所や時間帯に関わらず行われる。
- ② 匿名性が高く、誹謗・中傷、仲間外しなどの攻撃が見えにくいため、認知が遅れ、2次的な症状が表面化するまでわからない。
- ③ 個人的なツールによって行われるため、通信の秘密への配慮をふまえた慎重な対応が必要である。
- ④ インターネット上の情報管理は、当事者に限定されている。
- ⑤ 文字、画像や動画など情報が無限に拡散し、完全削除は不可能である。

(2) 「ネットいじめ」への対応

- ① 情報拡散の速さに特徴があるので、組織対応の起動判断を即座に行う。
- ② インターネット上の情報の管理者の特定、外部機関との連携により、情報の保存をしたうえで、一刻も早い削除措置を依頼する。
- ③ 関係生徒からの十分な情報収集を行う。
- ④ インターネットによる情報発信において、ふまえるべき態度の再教育を行う。

〈ネットいじめ対応の流れの例〉



VIII 家庭・地域の役割

いじめの防止を社会的な課題として位置づけるよう家庭、地域住民に理解してもらう必要がある。そのために平時から風通しのよい学校づくりに努める。

(1) いじめ問題への対応

家庭・地域住民から生徒のいじめの相談等の情報提供があった場合は、連携して対応する。

(2) いじめ未然防止の方策

- ① 学校から家庭への情報発信（学年通信やメール発信）
- ② P T A 活動の充実
- ③ 学校公開等による開かれた学校づくり
- ④ 異校種間の交流

IX 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態のことをいう。

(1) 重大事態の認知報告

重大事態の発生を認知した場合は、即座に石川県教育委員会に報告し、その事案の取り扱いについての指示を仰ぐ。

(2) 調査

学校が主体となって対応する場合は、石川県教育委員会の指導・助言のもとで「いじめ問題対策チーム小松」を母体とし、当該事案の性質に応じて専門家を加えた対応組織を設置し、事実関係の調査を行う。

石川県教育委員会が主体となって対応する場合は、設置された当該事案対応組織の指示のもと、資料の提出など調査に全面的に協力する。

(3) 調査結果の報告と提供

- ① 調査結果を知事に報告する。
- ② いじめを受けた生徒及び保護者に対して、遅滞なく情報を提供する。
- ③ 個人情報に配慮し、可能な限り調査によって明らかになった事実関係について説明するよう努める。
- ④ 必要があればマスメディアへの対応を適切に行う。

(4) 調査結果を踏まえた措置

- ① 当該事案への必要な措置を実施する。
- ② 同種の事案発生の防止策を検討し、講ずる。

X その他いじめの防止等のための対策等

1 いじめ未然防止の方策の年間計画

| | 学校行事、企画 | 学年 | 生徒会企画 |
|-----|----------------|------|-------|
| 4月 | 1年エンカウンター | 生徒面談 | 挨拶運動 |
| | 2年エンカウンター | | |
| | 3年エンカウンター | | |
| | 登校指導 | | |
| 7月 | 第1回いじめアンケート調査 | | |
| | 人権・心の教育研修（教職員） | | |
| 9月 | 登校指導 | | |
| 10月 | 1・2年レジリエンス講座 | | |
| | 第2回いじめアンケート調査 | | |
| 1月 | 第3回いじめアンケート調査 | ↓ | ↓ |

2 いじめ問題に対する教職員研修

いじめに関する教職員研修を人権教育と合わせて年1回実施する。

3 P D C Aサイクルに基づくいじめ対策の見直し

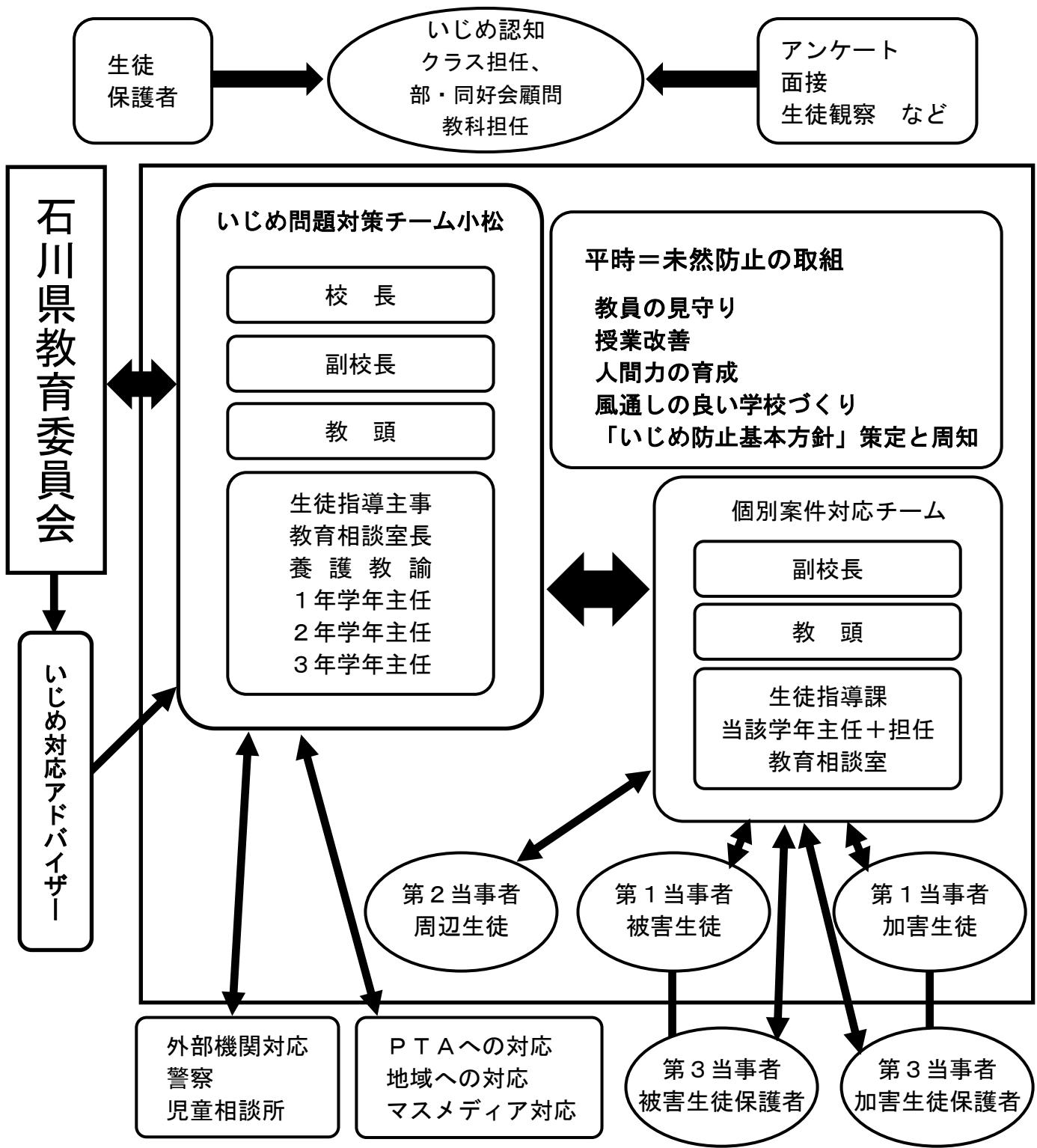
（1）対応後の点検・反省

- ① 平時の未然防止策の改善
- ② 具体的な対応策の改善
- ③ 処理後の見守り措置の改善

（2）「いじめ防止基本方針」の改善

いじめ事案への対応後の反省を本方針の見直しに反映させ、隨時更新する。

<対応の連携～全体構造>



<作業の流れ>

